

各医療機関管理者 様

石川県健康福祉部医療支援課長

令和8年8月27日からの大雨等により被災した医療施設等に
係る災害復旧費補助金の活用意向の報告について（依頼）

日頃より、本件の保健医療行政の推進につき、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、厚生労働省医政局地域医療計画課から、国庫補助事業の案内がありましたので、お知らせいたします。
つきましては、各医療機関における本事業の活用を要望する場合には、下記ホームページから詳細を確認の上、掲載中の様式にてご報告いただきますようお願いいたします。

記

1 対象医療機関

- ・ 公的医療機関、へき地診療所
- ・ 政策医療実施期間

(救命救急センター、救急告示病院、在宅当番医制診療所（歯科含む）、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、災害拠点病院、在宅医療実施病院（診療所及び歯科診療所を含む）など）

★HP掲載の「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」P.2～8で対象に該当するかをご確認ください。

2 対象費用

- ・ 建物および建物附属設備の復旧費用
- ・ 医療用設備（CT、MRI、リニアック等の建物と一体として復旧を行う医療機器の復旧費用）
- ・ 医療機関の医療機器、医療関係者養成所施設の教材の復旧費用（※1、2）

※1 激甚災害により被災した場合に限る

※2 修理費等の復旧費用が1品あたり50万円（歯科は10万円）以内は除く

★復旧のための費用の合計（税込）が80万円に満たない場合は対象外

※土地（敷地、構内道路等）、門・囲障等の工作物は対象外

※消耗品、椅子・机・その他事務機器等の備品、車両は対象外

※賃貸の建物、リースの医療機器は対象外

★詳細はHP掲載の「医療施設等災害復旧費補助金のご案内」をご確認ください。

3 補助率

1／2（激甚災害に指定された場合、公的医療機関は2／3）

4 提出物及び提出期限

提出物	提出期限
医療施設等災害復旧費協議書（様式1）	9月11日（金）
※今回登録いただく金額は概算で構いません。	※提出を検討される場合は事前に電話かメールでご連絡ください。 ※期限までの提出が難しい場合は事前にご相談ください。

※本補助金を活用して復旧を行う場合、国による実地調査を行い、被災箇所等を確認する必要があるため、**被災箇所全ての写真**を準備していただく必要があります。

※実地調査に必要な書類の提出依頼は、申請いただいた医療機関へ後日送付します。それまでに被害額の確認できる書類（見積書等）の準備をお願いいたします。

5 提出先

下記担当あてにメール提出

石川県健康福祉部医療支援課 高野、登

メールアドレス iryokino@pref.ishikawa.lg.jp

石川県健康福祉部医療支援課ホームページ > 医療機関への各種お知らせ

> 令和8年8月27日からの大雨に伴う災害関連

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryoku/tsuchi/iryokukan_oshirase_oame0827.html



上記の URL 又は、左記 2 次元コードからアクセス可能です。

（事務担当）

医療支援課 高野、登

TEL 076-225-1439

FAX 076-225-1434

Mail iryokino@pref.ishikawa.lg.jp